

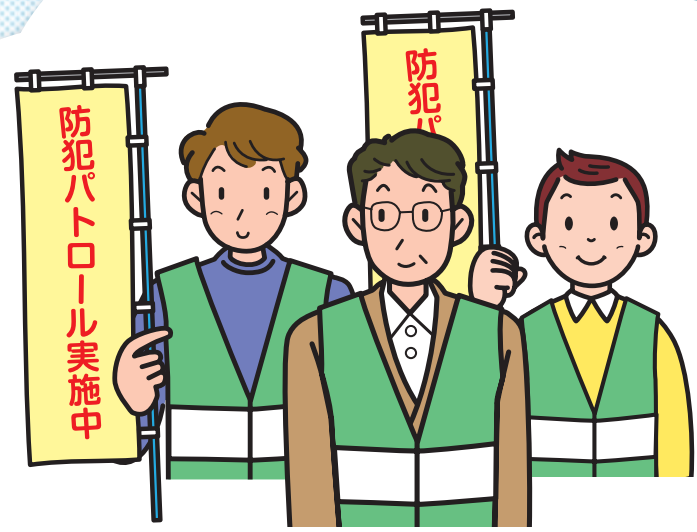
子どもを犯罪の被害から守りましょう

子どもを犯罪の被害から守る条例

～平成28年1月1日施行～

① 県・県民・事業者の責務が定められました！

子どもを犯罪の被害から守ることに関しての責務が定められました。地域社会全体で子どもを守っていくため、**できる範囲でのご協力**をお願いします。



登下校時の見守り活動への参加



「青色防犯パトロール」活動の実施



犯罪の被害に遭わないための家族での話し合い



「子ども110番の家」活動の実施

② 禁止行為が定められました！

保護監督者(親権者, 学校の職員等)が直ちに危害を排除できない状態にある**13歳未満の者**に対して、以下の行為をすることが禁止されます。

禁止行為を発見した場合は、**保護監督者や警察官への速やかな通報**をお願いします。

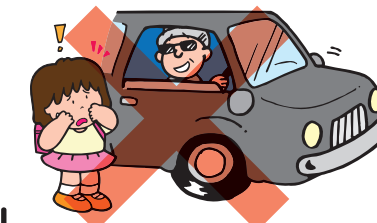
〔甘言 虚言〕を用いて〔惑わす 欺く〕ような言動をすることにより、〔人目につかない場所 人気のない場所〕へ〔誘い出そう 誘い込もう〕とすること

例 「お父さんが事故に遭ったから、車で迎えに行こう」



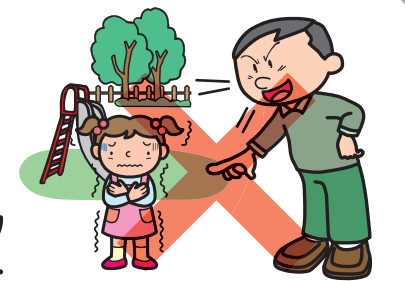
義務のない行為を行うことを要求すること

例 「名前と住所を教えて」



言い掛かりをつけ、又はすぐおむこと

例 「誰に断って遊んでいるんだ、ここは俺の公園だ」



※30万円以下の罰金又は拘留若しくは料金が科されます。

身体、衣服、所持品等をつかみ、進路に立ちふさがり、又はつきまとうこと



※30万円以下の罰金又は拘留若しくは料金が科されます。

お問合せ

宮城県環境生活部共同参画社会推進課 〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1
TEL : 022(211)2567 / FAX : 022(211)2392

くわしくは 子どもを犯罪の被害から守りましょう

検索

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/280101.html>

携帯電話からは

